

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第

一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令要綱

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県二戸市等の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙に係るものを定めること。